

介護予防・日常生活支援総合事業説明会

平成29年1月12日(木)

忠岡町健康福祉部いきがい支援課

総合事業に関する総則的な事項

1 事業の目的・考え方

(1) 総合事業の趣旨

- 総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とする。

(2) 背景・基本的考え方

イ 多様な生活支援の充実

住民主体の多様なサービスを支援の対象とするとともに、NPO、ボランティア等によるサービスの開発を進める。併せて、サービスにアクセスしやすい環境の整備も進めていく。

ロ 高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり

高齢者の社会参加のニーズは高く、高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいや介護予防等ともなるため、積極的な取組を推進する。

ハ 介護予防の推進

生活環境の調整や居場所と出番づくりなどの環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要。そのため、リハビリ専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

ニ 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開

地域の関係者間で、自立支援・介護予防といった理念や、高齢者自らが介護予防に取り組むといった基本的な考え方、地域づくりの方向性等を共有するとともに、多職種によるケアマネジメント支援を行う。

ホ 認知症施策の推進

ボランティア活動に参加する高齢者等に研修を実施するなど、認知症の人に対して適切な支援が行われるようにするとともに、認知症サポーターの養成等により、認知症にやさしいまちづくりに積極的に取り組む。

ヘ 共生社会の推進

地域のニーズが要支援者等だけではなく、また、多様な人との関わりが高齢者の支援にも有効で、豊かな地域づくりにつながっていくため、要支援者等以外の高齢者、障害者、児童等がともに集える環境づくりに心がけることが重要。

新しい地域支援事業の全体像

<現行>

介護保険制度

<見直し後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
 訪問看護、福祉用具等
 訪問介護、通所介護

介護予防事業
 又は**介護予防・日常生活支援総合事業**
 ○二次予防事業
 ○一次予防事業
 (介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。)

包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

現行と同様

事業に移行

全市町村で実施

多
様
化

充
実

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
 (要支援1~2、それ以外の者)
 ○介護予防・生活支援サービス事業
 ・訪問型サービス
 ・通所型サービス
 ・生活支援サービス(配食等)
 ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
 ○一般介護予防事業

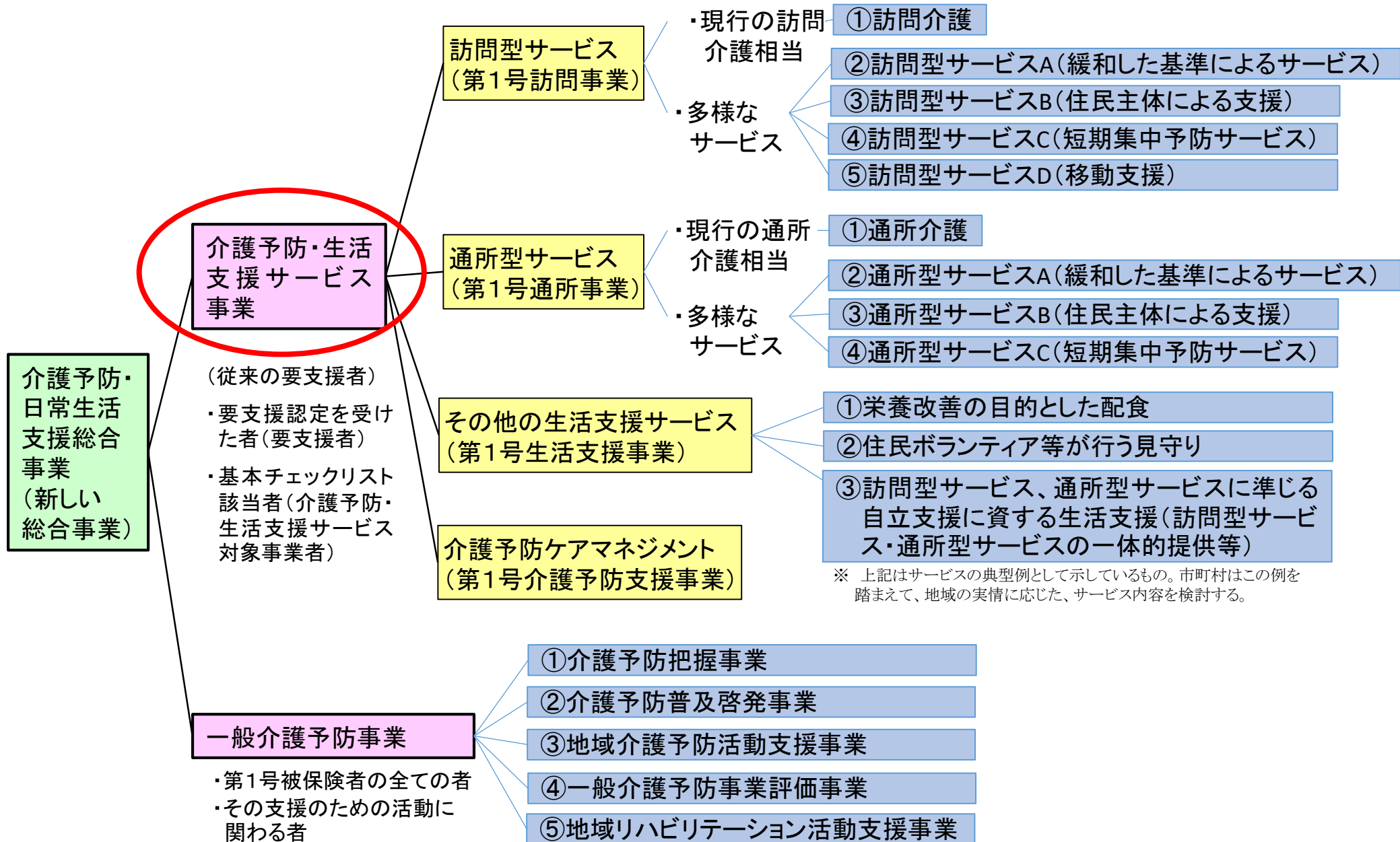
包括的支援事業
 ○地域包括支援センターの運営
 (左記に加え、地域ケア会議の充実)
 ○在宅医療・介護連携の推進
 ○認知症施策の推進
 (認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
 ○生活支援サービスの体制整備
 (コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業
 ○介護給付費適正化事業
 ○家族介護支援事業
 ○その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業の構成



介護予防・生活支援サービス対象者について

○平成29年4月1日以降に新規にて要介護認定申請を行い、要支援と認定された方

総合事業の訪問型サービス及び通所型サービスを利用します。（予防訪問介護、予防通所介護は、利用できません。）

○平成29年4月1日以降に基本チェックリストにより事業対象者により事業対象者と判断された方

※第2号被保険者がサービスを利用したい場合は、要介護認定・要支援認定申請が必要です。

○平成29年4月1日時点での要支援者について

次の認定更新までは、予防訪問介護及び予防通所介護の予防給付を利用し、認定更新後の有効期間開始日より総合事業の訪問型サービスおよび通所型サービスを利用します。

サービスの利用の流れ

周知

- 総合事業の目的、内容、サービスメニュー、手続方法等について十分に周知。その際、パンフレット等の使用などにより、被保険者やその家族などにわかりやすく説明。

① 相談

- 被保険者からの相談を受け、窓口担当者より総合事業等を説明（サービス事業は、目的や内容、手続き等を十分説明）。その際、①事業のみ利用する場合は、基本チェックリストで迅速なサービス利用が可能であること、②事業対象者となった後も要介護認定等の申請が可能であることを説明。
※予防給付（訪問看護や福祉用具貸与等）を希望している場合等は、要介護認定等の申請につなぐ。
※第2号被保険者は、要介護認定等申請を行う。



② 基本チェックリストの活用・実施

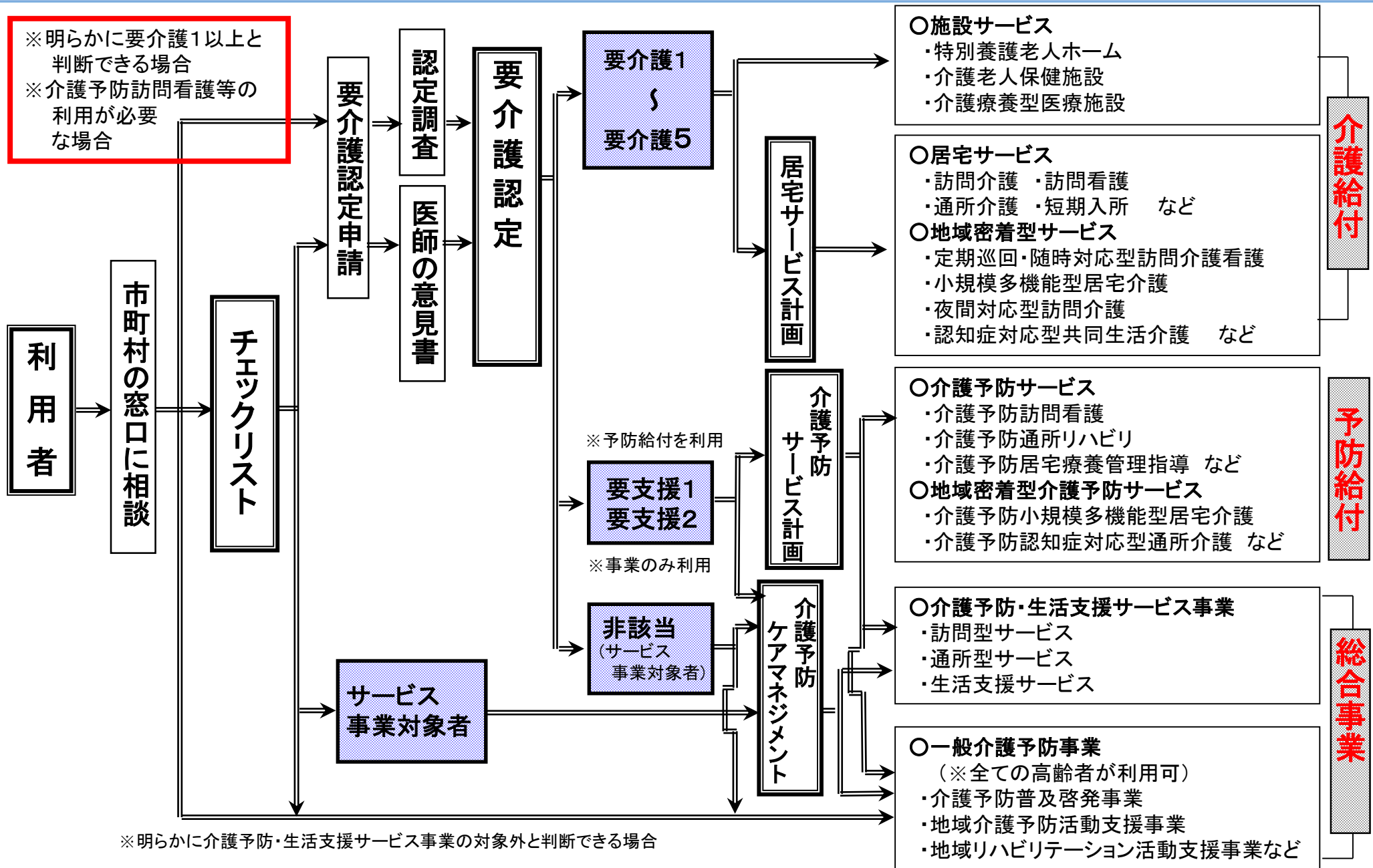
- 窓口で相談をした被保険者に対して、基本チェックリストを活用・実施し、利用すべきサービスの区分（一般介護予防事業、サービス事業及び給付）の振り分けを実施。



③ 介護予防ケアマネジメントの実施・サービスの利用開始

- 利用者に対して、介護予防・生活支援を目的に、その心身の状況等に応じて、その選択に基づき、適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的視点から必要な援助を行う。
- 利用者が居住する地域包括支援センターが実施するが、居宅介護支援事業所への委託も可能。
- 介護予防ケアマネジメントは、利用者の状態像・意向等を踏まえ、3パターンに分けて行う。
 - ① 原則的な介護予防ケアマネジメント
 - ② 簡略化した介護予防ケアマネジメント（サービス担当者会議やモニタリングを適宜省略）
 - ③ 初回のみ介護予防ケアマネジメント（アセスメントを行い、サービスの利用につなげるところまで）

これからの介護サービスの利用の手続き



忠岡町での総合事業利用までの流れ

- ①新規で要介護認定の申請をする方
- ②要介護認定の更新手続きをされる方のうち右記の対象以外の方
- ③第2号被保険者(40歳～64歳)

いきがい支援課

要介護認定

要介護
1～5

ケアプラン作成
(居宅介護支援事業所)

介護サービス

要支援
1・2

ケアプラン作成
(地域包括支援センター等)

予防給付サービス

非該当
(自立)

要介護認定の更新手続き時に要支援1, 2で、介護予防訪問介護・介護予防通所介護のサービスのみを利用して、今後も同様のサービスのみが見込まれる方

いきがい支援課・
包括

基本チェックリスト

総合事業対象者

ケアプラン作成
(地域包括支援センター等)

総合事業
(訪問型サービス・通所型サービス)

非該当
(自立)

一般介護予防事業

基本チェックリストの実施について

- 基本チェックリストは、いきがい支援課、地域包括支援センターが、実施します。
- 要支援の認定者は、居宅介護支援事業所からの代行による基本チェックリストの実施を可能とします。
- 基本チェックリストの質問項目及び基準については、国で示されているものとしします。

※基本チェックリストによる事業対象者は、その有効期限を設けません。

サービスの類型

○ 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す

①訪問型サービス

○ 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
 ○ 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースでサービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、「多様なサービス」の利用を促進	住民主体による支援等	・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

②通所型サービス

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 +ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

訪問型サービス

訪問型サービス基準等

		訪問介護相当サービス (現行相当)	訪問型サービスA (緩和した基準)
サービス内容		身体介護・生活援助	生活援助 ※指定介護予防訪問介護の対象となるサービスから身体介護を除いたもの
対象者		要支援1・2 事業対象者	
人 員 等	管理者	常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能	専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能
	訪問介護員等 又は 従事者	【訪問介護員等】 常勤換算2.5以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務研修課程修了者 ・看護師 ・准看護師 ・介護職員初任者研修等修了者	【従事者】 事業を適切に行うために必要と認められる数 ※原則的には「定期訪問が可能な人員」として、1人以上必要数とします。 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務研修課程修了者 ・看護師 ・准看護師 ・介護職員初任者研修等修了者 ・町長が定める研修受講者
	サービス提供責任者 又は 訪問事業責任者	【サービス提供責任者】 常勤訪問介護員のうち利用者40人に1人以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務研修修了者 ・3年以上介護等に従事した初任者研修等修了者	【訪問事業責任者】 従事者の中から、原則、利用者40人毎に1人以上 【資格要件】 ※従事者と同様
設備		・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品	・事務室、相談室（設置が望ましい） ・必要な設備、備品
運営		・個別サービス計画の作成 ・同居家族に対するサービスの提供禁止 ・重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の健康状態の管理等（衛生管理等） ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 など	・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・同居家族に対するサービスの提供禁止 ・重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・従事者の健康状態の管理等（衛生管理等） ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 など
サービス提供者		(総合事業参入意向のある) 予防訪問介護の指定事業者	本サービスの指定事業者
報酬		国基準の1回単価と同じ額	現行相当の約80%の額
利用者負担		介護予防給付と同じ（所得に応じ、1割または2割）	
限度額管理		有り	
請求・支払		国保連にて審査・支払	

訪問型サービスAと同種のサービス（訪問介護、介護予防訪問介護又は、訪問介護相当サービス）が同一の事業所において一体的に運営されている場合であっても、同種のサービスとは別に訪問型サービスAの人員基準を満たす必要があります。

訪問介護相当サービス（現行相当）

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防訪問介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防訪問介護では1カ月定額ですが、基本的には訪問介護と同様に1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1カ月請求の上限である1月包括単位の額（介護予防と同様）を採用します。
- 報酬基準額は、国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【61（予防訪問介護） ⇒ A2（訪問型独自）】

サービスコードA2 抜粋

1単位は10.42円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
訪問型独自サービスⅣ	A2 2411	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 266単位
訪問型独自サービスⅠ	A2 1111	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合等月5回以上)	1月 1, 168単位
訪問型独自サービスⅤ	A2 2511	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月中8回まで)	1回 270単位
訪問型独自サービスⅡ	A2 1211	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週提供する場合等月9回以上)	1月 2, 335単位
訪問型独自サービスⅥ	A2 2621	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月中12回まで)	1回 285単位
訪問型独自サービスⅢ	A2 1321	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週提供する場合等月13回以上)	1月 3, 704単位

※初回加算・処遇改善加算・生活機能向上連携加算・減算等は、現行と同一のものが設定されています。

訪問型サービスA（緩和した基準）

- 現行の介護予防訪問介護との違いは、「町長が定める研修修了者」によるサービス提供が可能なことです。
- 報酬の算定については、訪問介護相当サービスと同様に1回単価で行います。
- 報酬については、訪問介護相当サービス算定単価の約80%です。
- 訪問介護事業所が併設して行う場合には、介護給付・現行相当の利用者を合わせて基準を満たす必要があります。
- 国保連に請求するサービスコードは、A3です。
- 負担割合によって使用するコードが変わります。

サービスコードA3 抜粋

1単位は10.42円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
訪問型サービスA 1回数	A3 1001(1割) A3 1021(2割)	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 212単位
訪問型サービスA 1月包括	A3 1003(1割) A3 1023(2割)	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合等月5回以上)	1月 934単位
訪問型サービスA 2回数	A3 1005(1割) A3 1025(2割)	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月中8回まで)	1回 216単位
訪問型サービスA 2月包括	A3 1007(1割) A3 1027(2割)	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週提供する場合等月9回以上)	1月 1,868単位
訪問型サービスA 3回数	A3 1009(1割) A3 1029(2割)	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月中12回まで)	1回 228単位
訪問型サービスA 3月包括	A3 1011(1割) A3 1031(2割)	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週提供する場合等月13回以上)	1月 2,963単位

※同一建物減算あり。

○訪問型サービス(現行相当)の請求について

原則として、サービス提供実績(提供回数)に基づき、当初ケアマネジメント(ケアプラン)にて予定していた各提供頻度の1回あたりの単価により請求します。5週ある月は月包括単価での請求をします。

【請求例】

例1	週に1回程度の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。	266単位×4回
例2	週に1回程度の利用者に対し、1月に5回サービスを提供した。	1,168単位
例3	週に2回程度の利用者に対し、1月に8回サービスを提供した。	270単位×8回
例4	週に2回程度の利用者に対し、1月に9回サービスを提供した。	2,335単位
例5	週に1回程度の利用者に対し、5週ある月で1月に9回サービスを提供予定していた場合に、プラン上は月包括報酬で請求予定だったが、体調不良により1月に3回の提供となった。	270単位×3回

ケアマネジメント(ケアプラン)による提供頻度で各請求の段階(週○回程度)は決定し、月の利用実績によって請求回数を確定します。

※支給区分(1週間のサービス回数(提供頻度))の変更

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病等で利用状態の悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス計画等及び訪問型サービス計画を定める必要があります。

【請求例】

例1	事業対象者で、週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い、1月に7回サービスを提供した。	「事業対象者(週に1回程度)」として、1,168単位を算定
例2	事業対象者で、週に2回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い、1月に4回サービスを提供した。	「事業対象者(週に2回程度)」として、270単位×4回を算定

・報酬の日割り計算について

① 1月の提供回数が一定回数を超え月包括単位数となる場合で、区分変更等により日割り計算を行う場合については、平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更にかかる参考資料 確定版」I-資料9を参照してください。

② 日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数により日割りとします。

具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定します。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間

：月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

通所型サービス

通所型サービス基準等

		通所介護相当サービス (現行相当)	通所型サービスA (緩和した基準)
サービス内容		機能訓練、レクリエーション、送迎等	体操、レクリエーション、送迎等 (介護予防のための通所サービス)
対象者		要支援1・2 事業対象者	
人 員 等	管理者	常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能	専従1以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務研修課程修了者 ・看護師 ・准看護師 ・介護職員初任者研修等修了者 ・町長が定める研修受講者 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能
	介護職員 又は 従事者	【介護職員】 ・利用定員15人までは、専従1以上 ・利用定員15人を超える場合は、利用者1人につき専従0.2以上 ・単位ごとに、常時1人以上従事が必要 【資格要件】なし	【従事者】 ・利用定員15人までは、専従1以上 ・利用定員15人を超える場合は、当該利用者数に応じて必要と認められる数 ・単位ごとに、常時1人以上従事が必要 【資格要件】なし
	生活相談員	専従1以上	—
	看護職員	専従1以上	—
	機能訓練員	1以上	—
設備		事業運営に必要な設備、備品等 3㎡×利用定員 以上 など	事業運営に必要な設備、備品等 3㎡×利用定員 以上 など
運営		<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 提供拒否の禁止 従事者の健康状態の管理 秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 など 	<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、個別サービス計画の作成 重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 提供拒否の禁止 従事者の健康状態の管理 秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の提供 など
サービス提供者		(総合事業参入意向のある) 予防通所介護の指定事業者	本サービスの指定事業者
報酬		国基準の1回単価と同じ額	現行相当の約80%の額
利用者負担		介護予防給付と同じ(所得に応じ、1割または2割)	
限度額管理		有り	
請求・支払		国保連にて審査・支払	

通所型サービスAと同種のサービス(通所介護、地域密着型通所介護、介護予防通所介護又は通所介護相当サービス)が同一の事業所において一体的に運営されている場合であっても、同種のサービスとは別に通所型サービスAの人員基準を満たす必要があります。

通所介護相当サービス（現行相当）

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防通所介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防通所介護では1カ月定額ですが、基本的には通所介護と同様に1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1ヶ月請求の上限である1月包括単位の額（介護予防と同様）を採用します。
- 報酬基準額は、国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【65（予防通所介護） ⇒ A6（通所型独自）】

サービスコードA6 抜粋

1単位は10.27円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
通所型独自サービス1回数	A6 1113	事業対象者 要支援1	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 378単位
通所型独自サービス1	A6 1111	事業対象者 要支援1	週1回程度 (月5週提供する場合等月5回以上)	1月 1,647単位
通所型独自サービス2回数	A6 1123	事業対象者 要支援2	週2回程度 (1月中8回まで) ※週1回程度も可能	1回 389単位
通所型独自サービス2	A6 1121	事業対象者 要支援2	週2回程度 (月5週提供する場合等月9回以上)	1月 3,377単位

※生活機能向上グループ加算・運動器機能向上加算・栄養改善加算・減算等は、現行と同一のものが設定されています。

通所型サービスA（緩和した基準）

- 現行の介護予防通所介護との違いは、生活相談員・機能訓練員が不要なことです。
- 通所介護事業所が併設して行うには、介護給付・現行相当の利用者を併せて基準を満たす必要があります。
- 報酬については、通所介護相当サービスの算定単価の約80%です。
- サービスの中に送迎は含みますが、入浴や機能訓練等は含みません。入浴や機能訓練等を希望される場合には、別途事業所と個別に相談してください。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【65（予防通所介護） ⇒ A7（通所型独自）/定率】
- 負担割合によって使用するコードが変わります。

サービスコードA7 抜粋

1単位は10.27円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	時間（1日）	算定単位
通所型サービスA 1回数	A7 1001（1割） A7 1021（2割）	事業対象者 要支援1	週1回程度 （1月中4回まで）	3時間以上	1回 302単位
通所型サービスA 1月包括	A7 1002（1割） A7 1022（2割）	事業対象者 要支援1	週1回程度 （月5週提供する場合等 月5回以上）	3時間以上	1月 1, 317単位
通所型サービスA 2回数	A7 1003（1割） A7 1023（2割）	事業対象者 要支援2	週2回程度 （1月中8回まで） ※週1回利用も可能	3時間以上	1回 311単位
通所型サービスA 2月包括	A7 1004（1割） A7 1024（2割）	事業対象者 要支援2	週2回程度 （月5週提供する場合等 月9回以上）	3時間以上	1月 2, 701単位

○通所型サービス(現行相当)の請求について

原則として、サービス提供実績(提供回数)に基づき、当初ケアマネジメント(ケアプラン)にて予定していた各提供頻度の1回あたりの単価により請求します。5週ある月は月包括単価での請求をします。

【請求例】

例1	要支援1の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。	378単位×4回
例2	要支援1の利用者に対し、1月に5回サービスを提供した。	1,647単位
例3	要支援2の利用者に対し、1月に8回サービスを提供した。	389単位×8回
例4	要支援2の利用者に対し、1月に9回サービスを提供した。	3,377単位
例5	要支援2の利用者に対し、5週ある月で1月に9回サービスを提供予定していた場合に、プラン上は月包括報酬で請求予定だったが、体調不良により1月に3回の提供となった。	389単位×3回

ケアマネジメント(ケアプラン)による提供頻度で各請求の段階(週〇回程度)は決定し、月の利用実績によって請求回数を確定します。

※サービス提供回数変更に伴う支給区分(1週間のサービス回数(提供頻度))の変更

利用者の状態像の改善に伴って、当初の支給区分において想定されたよりも、少ないサービス提供になること、又はその逆に、傷病等で利用状態の悪化することによって、当初の支給区分において想定された以上に多くのサービス提供になることがあり得ますが、その場合であっても、月の途中での支給区分の変更は不要です。

なお、この場合にあっては、翌月の支給区分については、利用者の新たな状態や新たに設定した目標に応じた区分による介護予防サービス計画等及び通所型サービス計画を定める必要があります。

【請求例】

例1	事業対象者で、週に1回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い、1月に7回サービスを提供した。	「事業対象者(週に1回程度)」として、1,647単位を算定
例2	事業対象者で、週に2回の提供を想定していたが、状態の悪化に伴い、1月に4回サービスを提供した。	「事業対象者(週に2回程度)」として、389単位×4回を算定

・報酬の日割り計算について

① 1月の提供回数が一定回数を超え月包括単位数となる場合で、区分変更等により日割り計算を行う場合については、平成28年3月31日付厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更にかかる参考資料 確定版」I－資料9を参照してください。

②日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数により日割りとします。

具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定します。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間

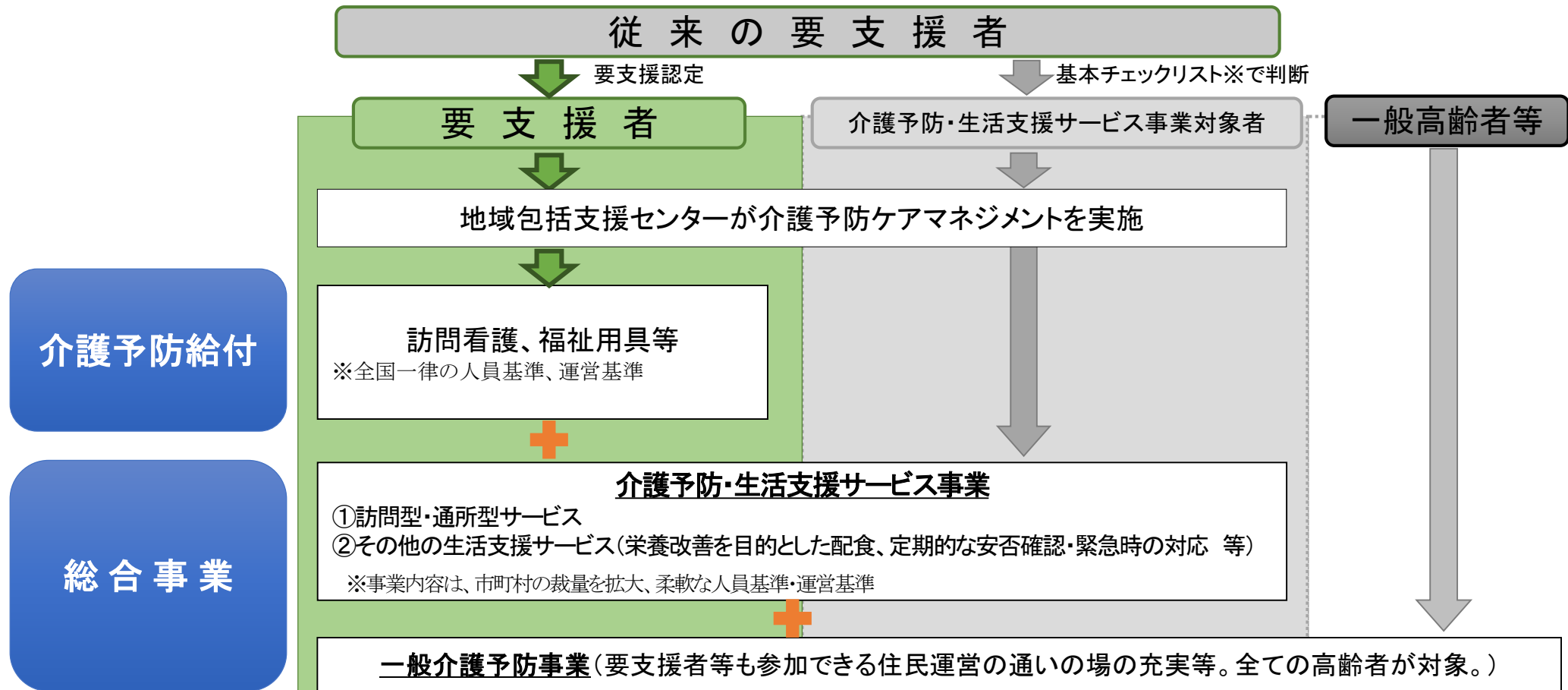
：月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間

介護予防ケアマネジメントについて

		介護予防支援（予防給付）	ケアマネジメントA（総合事業） 原則的な介護予防ケアマネジメント
内容		利用者自身が自立支援に向けた目標に向けサービスを利用するとともに、定期的に利用者等の状態を把握し、サービス調整等を行う。	同左
流れ		⇒アセスメント ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプランの確定・交付 ⇒サービスの利用開始 ⇒モニタリング評価	同左
利用サービス		予防給付	訪問型サービス・通所型サービス (現行相当・緩和)
対象者		要支援者	要支援者・事業対象者
報酬	開始月 (内訳)	730単位 1単位は10.42円 (430単位(1月単位)) (300単位(初回加算))	同左
	2月目以降	430単位(1月単位)	同左
請求支払い		国保連経由で審査・支払	同左
サービスコード		46	独自 I/F (4桁の数字)
委託		可	可

総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



サービス利用についての留意点

○給付管理

- 要支援1・2の方は、それぞれの区分支給限度基準額の範囲内で、予防給付と総合事業を一体的に給付管理する。
- 基本チェックリストによる「事業対象者」と判断された方は、要支援1の区分支給限度基準額（5,003単位）と同じ額の範囲内で、総合事業の給付管理を行う。

○高額介護予防サービス費・高額医療合算介護予防サービス費

総合事業においても、高額介護予防サービス費・高額医療合算介護予防サービス費に相当する事業等を実施する。

○給付制限

介護予防の重要性に鑑み、当面は総合事業に係る給付制限は行わない。

○重要事項説明書の交付・説明・同意及び利用者との契約について

- ・総合事業によるサービス提供にあたっては、利用者への重要事項説明書の交付・説明・同意及び利用者との契約が必要となります。

※現在の介護予防訪問（通所）介護の提供に係る契約は「介護予防訪問（通所）介護の提供」に関する事業となりますので、総合事業には適用されません。

※1回当たりの単価設定を導入することに伴い、利用料に変化が生じることにご留意ください。

事業者の指定について

○現行のサービス相当

- 平成27年3月31日までに通所介護・訪問介護の指定を受けた事業者は、みなし指定となるため申請不要。（みなし指定の有効期間は、平成30年3月31日までです。）
- 平成27年4月1日以降に通所介護・訪問介護の指定を受けた事業者は、申請が必要。

○緩和した基準によるサービス

- 参入するすべての事業者について、申請が必要。

○事業所所在地以外の利用者にも総合事業のサービスを提供している場合

- 事業所所在市町村への届出だけでは足りず、当該市町村へも届出が必要です。
- 国保連への請求は、利用者の保険者が設定しているサービスコードにて請求を行うこととなります。

○定款について

- ・総合事業を実施する場合、事業の根拠となる定款等の変更が必要となる場合があります。
記載例としては、「介護保険法に基づく第1号事業」等です。

※定款等変更について、所管官庁の許認可が必要な場合は、所轄官庁へその変更についてご相談ください。

今後の予定について

○介護予防・日常生活支援総合事業における介護保険事務処理システム説明会 (高石市、泉大津市、忠岡町合同開催)

平成29年2月13日(月)午後2時から

場所 忠岡町ふれあいホール

※忠岡町内事業所へ郵送にて案内させていただく予定です。

○生活援助サービス従事者研修

平成29年3月16日(木)、17日(金)

場所 忠岡町役場3階研修室1, 2

※後日、ホームページに掲載予定です。